明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九）　二

○自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三〇）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一〇）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**一一）　二

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**四六〇）　四

○農薬を登録した件（**同**四六一～四六三）　四

○農薬の登録が失効した件（**同**四六四）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**二四〇～二四三）　六

○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（**同**二四四～二四七）　六

○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（**同**二四八、二四九）　八

○道路に関する件（**関東地方整備局**二七）　八

○道路に関する件（**九州地方整備局**一六、一七）　九

○道路に関する件（**沖縄総合事務局**一三、一四）　九

○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（**最高裁**一）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

厚生労働省　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　九

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

（東北運輸局最低賃金公示二、中部運輸局同二、沖縄総合事務局同二）　一〇

国家試験

平成三十年航空工場検査員国家試験合格者（経済産業省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一七

特殊法人等

企業年金基金変更関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九号）（防衛省）

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第一七号）の施行期日は、平成三一年三月二六日とすることとした。

◇自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　陸上自衛隊の師団及び旅団の編成を改めることとした。（第一〇条及び第一二条の二関係）

2　陸上自衛隊奄美駐屯地及び宮古島駐屯地を新設し、その名称及び位置を定めることとした。（別表第七関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

新設される陸上自衛隊奄美駐屯地及び宮古島駐屯地を特地官署とすることとした。（別表第六関係）

三　施行期日

この政令は、平成三一年三月二六日から施行することとした。